

事 務 連 絡
平成25年4月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項
について」等の一部改正について」の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

事務連絡
平成25年4月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項
について」等の一部改正について」の一部訂正について

平成25年3月29日付保医発0329第4号について、別紙のとおり訂正をするので、その
取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

訂正箇所

別添2

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

3 Iの3の(78)を次のように改める。

(78) ヒト自家移植組織

イ 自家培養軟骨

- a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)で、他に治療がなく、かつ、軟骨欠損面積が 4 cm^2 以上の軟骨欠損部位に使用する場合にのみ算定できる。
- b 使用した個数、大きさに係わらず、所定の価格を算定する。
- c 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。
 - i 整形外科の経験を5年以上有しており、関節軟骨修復術10症例以上を含む膝関節手術を術者として100症例以上実施した経験を有する常勤の医師であること。
 - ii 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。
 - ① 当該材料の適応に関する事項
 - ② 変形性膝関節症との鑑別点に関する事項
 - ③ 軟骨採取法に関する事項
 - ④ 周術期管理に関する事項
 - ⑤ 合併症への対策に関する事項
 - ⑥ リハビリテーションに関する事項
 - ⑦ 全例調査方法に関する事項
 - ⑧ 手術方法に関する事項(当該材料に類似した人工物を用いた手技を含む。)
- d 以下のいずれにも該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出は「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第3号)別添2の様式52及び本通知別添様式により提出すること。
 - i CT撮影及びMRI撮影の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - ii 運動器リハビリテーション料(I)又は運動器リハビリテーション料(II)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - iii 関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靭帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術を年間100症例以上実施していること若しくは大学病院本院であること。
- e ヒト自家移植組織(自家培養軟骨)を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を添付すること。

7 (別紙) 060の(1)を次のように改める。

(1-1) 一般スクリュー (生体用合金 I) ・標準型

固定用内副子 ・ F A - 1

別添様式

自家培養軟骨使用の施設基準に係る届出書添付書類

1 関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靭帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術の実施症例数					
例					
2 関節軟骨修復術10症例以上を含む膝関節手術を100症例以上術者として経験している常勤の医師の氏名等（1名以上）					
常勤医師の氏名	診療科名	経験年数	膝関節手術の経験症例数	関節軟骨修復術の経験症例数	所定の研修修了年月日
		年	例	例	
		年	例	例	
		年	例	例	
		年	例	例	

[記載上の注意]

- 1 「1」は関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靭帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術を100症例以上実施していること。また、膝関節手術又は関節軟骨修復術の手術症例の一覧（実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名）を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第3号）別添2の様式52により添付すること。なお、大学病院本院については、「1」への記載及び手術症例の一覧の提出は不要である。
- 2 「2」は、5年以上の整形外科の経験を有する常勤医師について記載すること。また、当該常勤医師の経歴（当該病院での勤務期間、整形外科の経験年数及び所定の研修修了の有無がわかるもの）を添付すること。
- 3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

(参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成25年3月29日保医発0329第4号)の一部訂正について

(傍線の部分は訂正部分)

訂 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p>「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について</p> <p>3 Iの3の(70)を次のように改める。</p> <p>(70) ヒト自家移植組織</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自家培養軟骨</p> <p>a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が4cm²以上の軟骨欠損部位に使用する場合にのみ算定できる。</p> <p>b 使用した個数、大きさに係わらず、所定の価格を算定する。</p> <p><u>c 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。</u></p> <p><u>i 整形外科の経験を5年以上有しており、関節軟骨修復術10症例以上を含む膝関節手術を術者として100症例以上実施した経験を有する常勤の医師であること。</u></p> <p><u>ii 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。</u></p> <p>① 当該材料の適応に関する事項</p> <p>② 変形性膝関節症との鑑別点に関する事項</p> <p>③ 軟骨採取法に関する事項</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p>「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について</p> <p>3 Iの3の(70)を次のように改める。</p> <p>(70) ヒト自家移植組織</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自家培養軟骨</p> <p>a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が4cm²以上の軟骨欠損部位に使用する場合にのみ算定できる。</p> <p>b 使用した個数、大きさに係わらず、所定の価格を算定する。</p>

- ④ 周術期管理に関する事項
- ⑤ 合併症への対策に関する事項
- ⑥ リハビリテーションに関する事項
- ⑦ 全例調査方法に関する事項
- ⑧ 手術方法に関する事項(当該材料に類似した人工物を用いた手技を含む。)

- d 以下のいずれにも該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出は「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号) 別添 2 の様式 52 及び本通知別添様式により提出すること。
- i CT撮影及びMRI撮影の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - ii 運動器リハビリテーション料(I)又は運動器リハビリテーション料(II)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - iii 関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靭帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術を年間 100 症例以上実施していること若しくは大学病院本院であること。

e ヒト自家移植組織(自家培養軟骨)を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を添付すること。

4～6 (略)

- c 以下のいずれにも該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出は「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号) 別添 2 の様式 52 及び本通知別添様式により提出すること。
- i CT撮影及びMRI撮影の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - ii 運動器リハビリテーション料(I)又は運動器リハビリテーション料(II)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。
 - iii 関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靭帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術を年間 100 症例以上実施していること。
 - iv 整形外科の経験を5年以上有しており、関節軟骨修復術 10 症例以上を含む膝関節手術を術者として 100 症例以上実施した経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
 - v 所定の研修を修了している常勤の整形外科の医師が1名以上配置されていること。
- d ヒト自家移植組織(自家培養軟骨)を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に使用する医療上の必要性及び軟骨欠損面積等を含めた症状詳記を添付すること。

4～6 (略)

7 (別紙) 060 の(1)を次のように改める。
(1) 一般スクリーン (生体用合金 I) ・標準型 固定用内副子・
FA-1

7 (別紙) 060 の(1)を次のように改める。
(1) 一般スクリーン (生体用合金 I) ・標準型 固定用内副子・F
A-11

別添様式

自家培養軟骨使用の施設基準に係る届出書添付書類

1 関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靱帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術の実施症例数

例

2 関節軟骨修復術10症例以上を含む膝関節手術を100症例以上術者として経験している常勤の医師の氏名等（1名以上）

常勤医師の氏名	診療科名	経験年数	膝関節手術の経験症例数	関節軟骨修復術の経験症例数	所定の研修終了年月日
		年	例	例	
		年	例	例	
		年	例	例	
		年	例	例	

[記載上の注意]

別添様式

自家培養軟骨使用の施設基準に係る届出書添付書類

1 関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靱帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術の実施症例数

例

2 関節軟骨修復術10症例以上を含む膝関節手術を100症例以上術者として経験している常勤の医師の氏名等（1名以上）

常勤医師の氏名	診療科名	経験年数	膝関節手術の経験症例数	関節軟骨修復術の経験症例数
		年	例	例
		年	例	例
		年	例	例
		年	例	例

[記載上の注意]

- 1 「1」は関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靭帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術を100症例以上実施していること。また、膝関節手術又は関節軟骨修復術の手術症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第3号)別添2の様式52により添付すること。なお、大学病院本院については、「1」への記載及び手術症例の一覧の提出は不要である。
- 2 「2」は、5年以上の整形外科の経験を有する常勤医師について記載すること。また、当該常勤医師の経歴(当該病院での勤務期間、整形外科の経験年数及び所定の研修修了の有無がわかるもの)を添付すること。
- 3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

- 1 「1」は関節軟骨修復術を含む骨切り術、関節鏡下靭帯再建術、半月板手術、人工膝関節置換術等の膝関節手術を100症例以上実施していること。また、膝関節手術又は関節軟骨修復術の手術症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第3号)別添2の様式52により添付すること。
- 2 「2」は、5年以上の整形外科の経験を有する常勤医師について記載すること。
- 3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。